

第8回

(仮称) 対馬市市民基本条例検討委員会

【 資 料 1 】



●(仮称)対馬市市民基本条例（たたき台）の検討資料

平成23年6月1日(水)

(仮称) 対馬市市民基本条例 (たたき台)

目次

前文

第1章 総 則 (第1条―第3条)

第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則 (第4条―第5条)

第3章 市民、議会及び行政等の責務と役割 (第6条―第12条)

第4章 市政運営 (第13条―第19条)

第5章 情報共有、参画及び協働 (第20条―第26条)

第6章 住民投票 (第27条)

第7章 国際交流の推進 (第28条)

第8章 自然環境との共生によるまちづくり (第29条)

第9章 条例の検証及び見直し (第30条―第31条)

附則

前 文

私たちの島、対馬は、古の時から大陸との人、モノ、文化の交流の窓口となり、時代の局面の架け橋として、海峡に位置する独特な地理的環境をもって歴史をつなぐ重要な役割を果たしてきました。また、島という環境が希少価値ある多様な動植物の命を育み、絆で支え合う人々の生活、豊かな自然の恵みからなる産業、個性と特色ある文化を生み出してきました。

島内外との多様なつながりの中で生きてきた対馬の先人たちは、大陸との交流や日々の暮らしの中から得た知見を今でも私たちに伝えています。雨森芳洲の「誠心交隣」や陶山訥庵の偉業は、時代を超えた今でもあせることなく私たちの中で語り継がれてきて

います。

そして、行政として別々であった6つの町は、平成の大合併を経て「対馬市」として一つとなりました。しかし、私たちは今、島に住む者として「ひとつ」になっているでしょうか。自然への畏敬の念やもてなしの心や思いやりの気持ちを抱いているでしょうか。地域の絆や人とのつながりを失ってはいないでしょうか。時代の変化が激しい昨今、人々の輪が崩れ、迷い、寂しい思いを抱く「無縁社会」は、決して他人事ではなく、私たちの生活の中にも忍び寄ってきています。

今こそ、島に生きる人々の絆を紡ぎ直し、明日を担う世代が誇りを持って「私の故郷は対馬」と胸を張れるようにしていくために、これまで以上に市民が市政に関わる、新たな仕組みづくりが必要です。

そこで、更に市民協働を推進し、地域主権を確立するためには、市民、議会及び行政のそれぞれの役割や責務を明確にするとともに、これからの私たちが主体的にめざすまちづくりの方向性を示す最高規範として、ここに（仮称）対馬市市民基本条例を制定します。

- 前文の中に先人の個人名称を入れることに多少違和感を感じます。（國分委員）
- 雨森芳洲の前に『中でも』を挿入し、先人の代表的な人物という表現には出来ないか。
（第5回ワーキング部会）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この条例は、対馬市における個性豊かで活力に満ちた社会を構築していくために、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び行政の役割と責務並びに情報共有と市民参画と協働によるまちづくりの基本的事項を定めることにより、地域主権をめざした市民主体のまちづくりの実現を目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する人及び市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう。

【決定事項】

○第3条を第2条に繰り上げる。

○第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 市民 市内に居住する人及び市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう。

【決定事項】

○第2号(子どもの定義)を削除し、以下を繰り上げる。

(2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(3) まちづくり 市民が安心、安全に暮らし、心豊かに生活できる環境をつくるため、市民、議会及び行政が行う公共的な活動をいう。

(4) 市政 まちづくりのうち、議会又は行政が行う活動をいう。

(5) 参画 市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に関与することをいう。

(6) 協働 市民、議会及び行政が、または市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組むことをいう。

(7) 行政評価 行政が実施している政策、施策や事務事業について、成果の目安等を用いて有効性、効率性、必要性を評価することであり、行政自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かすことによって政策の質的向上

を図ることをいう。

(8)個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報、その他の団体の情報に含まれる当該法人その他の団体役員に関する情報及び実施機関の職員に関する情報を除く。

(9)パブリックコメント 行政が市の基本的な政策等の策定に当たって、広く公に、意見、情報、改善案などを求める手続きをいう。

○第3条”定義”の項目は、再度検討する。(条例案全体を見た中で)

(第6回検討委員会)

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本的事項に**定めるものであり**市民、議会及び行政は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

【決定事項】

○第2条を第3条に繰り下げる。

○第3条を次のように改める。

第**3**条 この条例は、本市のまちづくりの基本的事項に**定めるもの**であり市民、議会及び行政は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則

(まちづくりの基本理念)

第4条 **まちづくり**は、市民、議会及び行政が一体となって行うものとする。

2 行政及び議会は、市民の信託に基づき、個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれたまちづくりを推進するものとする。

3 市民、議会及び行政は、地域の個性及び自立性を尊重した地域のまちづくりを推進

するものとする。

【決定事項】

○第1項中の『まちづくりの基本理念』を『まちづくり』に改める。

(まちづくりの基本原則)

第5条 市民、議会及び行政は、次の各号に掲げる事項を基本原則として、まちづくりを行うものとする。

- (1) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報をお互いに共有すること。
- (2) 市民参画の原則 市民参画の機会を保障し、市政運営を行うこと。
- (3) 協働の原則 協働によりまちづくりの課題の解決に当たること。

第3章 市民、議会及び行政等の責務と役割

(市民の権利)

第6条 市民は、市政に参画する権利を有する。

- 2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。
- 3 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。
- 4 **20歳未満の市民（以下「子ども」という。）**は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

【決定事項】

○第6条第4項の“子ども”を“**20歳未満の市民（以下「子ども」という。）**”に改める。

(市民の責務と役割)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、広い視野に立って、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

- 2 市民は、まちづくりの主体として、地域社会の活性化を図るとともに、市政・まち

づくりへ積極的に参画し、自らまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

○第7条に市民の責務として『納税等の義務』の内容を盛り込みべきではないか。第6条の市民の権利に比べ、市民の責務が少ないように感じる。条文に盛り込むようであれば、『行政サービスの応分の負担』など柔らかい形で条文化できないか。(第6回検討委員会)

【決定事項】

○第7条第2項の次に「行政サービスに伴う応分の負担」条文を追加する。
○条文については、事務局から「3 市民は行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。」と提案があったが、“分任”がわかりにくいため、修正し、次回提案する。

(子どもの育成)

第8条 市民、議会及び行政は、子どもを人として尊び、社会の一員として、重んずるとともに、将来の対馬市を担っていく子どもが安心安全で、健やかに育つ環境づくりに努めなければならない。

(地域コミュニティの育成)

第9条 市民、議会及び行政は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（以下「地域コミュニティ」という。）がまちづくりの担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

2 議会及び行政は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。

3 行政は、地域コミュニティの活動を支援するため、必要な施策を講じるよう努めなければならない。

(議会の責務と役割)

第10条 議会は、法令で定めるところにより、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市政の意思決定機関であり、市政運営の監視、政策立案及び市

政への提言を行うものとする。

【決定事項】

- 全文を通して“意志”を“意思”に改める。
- 第10条を次のように改める。

第10条 議会は、法令で定めるところにより、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市政の意思決定機関であり、市政運営の監視、政策立案及び市政への提言を行うものとする。

- 2 議会は、市民に開かれた議会運営を行い、地域の課題及び市民の意見を把握し、総合的な視点に立って調査研究を行うとともに市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。

【決定事項】

- 第10条第2項を次のように改める。

2 議会は、市民に開かれた議会運営を行い、地域の課題及び市民の意見を把握し、総合的な視点に立って調査研究を行うとともに市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。

(市長の責務と役割)

第11条 市長は、市民の代表者として、市民の信託に応え、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

(市職員の責務と役割)

第12条 市職員は、市民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

【決定事項】

- 第12条第1項を次のように改める。

第12条 市職員は、市民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努め、地域の課題に的確に対応しなければならない。

第4章 市政運営

(効率的な市政運営)

第13条 行政は、行政課題の早期解決並びに市民サービスの維持・向上を図るため、限られた財源と人材を有効に活用し、市民満足度の高い、効率的で効果的な市政運営に努めなければならない。

(組織体制)

第14条 行政は、適正かつ能率的で、**効果**的な市政運営に対応するよう、柔軟で**機動性**のある組織体制を整備しなければならない。

【決定事項】

○第14条を次のように条文を改める。

行政は、適正かつ能率的で、効果的な市政運営に対応するよう、柔軟で機動性のある組織体制を整備しなければならない。

(総合計画)

第15条 行政は、総合的かつ計画的な市政運営を図るために総合計画を策定するものとする。

2 総合計画の策定に当たっては、市民参画の機会を**確保**し広く市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

○「適切に進行管理を行うとともに、定期的に進捗状況を市民に公表するものとする」を追加すべき（有村委員）→事務局内で検討させていただく。（第7回検討委員会）

【決定事項】

○第 15 条第 2 項を次のように条文を改める。

総合計画の策定に当たっては、市民参画の機会を確保し広く市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

(健全な財政運営)

第 16 条 行政は、将来にわたって財政の健全化を確保するため、中長期の財政計画を策定しなければならない。

2 予算及び決算その他市の財政状況について市民に分かりやすく公表しなければならない。

【決定事項】

○第 16 条を次のように条文を改める。

第 16 条 行政は、将来にわたって財政の健全化を確保するため、中長期の財政計画を策定しなければならない。

2 予算及び決算その他市の財政状況について市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第 17 条 行政は、市政運営において、市民に対する説明責任を果たすとともに市民本位の効率的で質の高い、行財政運営及び市民の視点に立った成果重視の行政への転換を一層推進するため、別に定めるところにより行政評価を実施しなければならない。

2 行政は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策、事業などに反映するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 18 条 議会及び行政は、個人の権利と利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資するため、別に条例で定めるところにより本市が保有する個人情報

の適正な取り扱いの確保に努めなければならない。

- 第 18 条中、『条例に定めるところにより』の部分で既存の条例名を入れた方がわかりやすいのではないか。→他の条例名の改正により、その都度改正が必要となる。(保留)
- 第 17 条、第 19 条、第 21 条中にも同様の表現がなされている。

(第 6 回検討委員会)

【決定事項】

- 第 18 条中の「個人の権利利益」を「個人の権利と利益」に改める。

(行政手続)

第 19 条 行政は、市民の権利と利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、共通事項を明らかにし、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

【決定事項】

- 第 19 条中の「市民の権利利益」を「市民の権利と利益」に改める。

(危機管理)

第 20 条 行政は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。

第 5 章 情報共有、参画及び協働

(情報の共有)

第 21 条 行政は、市政に関する情報を積極的に、**分かりやすく適時**に市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 行政は、参画と協働による市政運営に資するため、市民と情報を共有するための仕組みの整備を図らなければならない。

【決定事項】

○第 20 条中の「分かりやすく、かつ、適時に」を「分かりやすく適時に」に改める。

(情報公開)

第 22 条 行政は、行政情報の公開を求める市民の権利を明らかにするとともに、市民に説明する責務の全うと、市民の市政への参加の促進を図るため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報は原則として公開しなければならない。

【決定事項】

○(情報公開)の次に「説明責任等」の条文を追加する。→条文は次回検討。

(説明責任等)

第 23 条 行政は、政策等の実施にあたり市民に分かりやすく説明しなければならない。

2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に対し、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応しなければならない。

(パブリックコメント)

第 24 条 行政は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に必要な情報を市民へ公表し、意見を求めるとともに、これを考慮して意思決定を行わなければならない。

○パブリックコメントを受け、意思決定したものを公表する旨を条文化できないか。

(第 7 回検討委員会) →事務局で検討し、次回協議する。

【決定事項】

○全文を通して“意志”を“意思”に改める。(第 10 条中、第 27 条)

(審議会等の参加)

第25条 行政は、法令に基づき設置する附属機関及びこれに類する機関の委員を選任する場合は、その委員の一部には、市民からの公募により委員を選任するよう努めなければならない。

(市民参画)

第26条 市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識のもと、互いに助け合い、積極的に地域のまちづくりに取り組むものとする。

2 議会及び行政は、市民が市政及びまちづくりに参画しやすい環境を整備しなければならない。

【決定事項】

○第24条第1項中の“主体的”を“積極的”に改める。

(協働)

第27条 市民、議会及び行政は、互いに対等の関係で目的と情報を共有し、相互理解と連携協力のもと、まちづくりに取り組むよう努めなければならない。

2 行政は、協働を推進するための仕組みを整備するとともに、協働の推進に当たっては、市民の自主的な活動を支援するものとする。

(男女共同参画)

第28条 市民、議会及び行政は、男女の平等を基本とし、共同でまちづくりを進めなければならない。

- 「男女の平等を基本とし、共同でまちづくりを進めなければならない。」を「男女がお互いの人権を尊重しつつ、協働でまちづくりに参画できるよう努めなければならない。」に。(平山委員)
- “男女が社会の平等な構成員として”を条文に入れることは出来ないか。(第7回検討委員会)

【次回検討事項】

- 条文案を事務局で検討し、次回検討する。

第6章 住民投票

(住民投票)

第29条 市長は、市政に関し、特に重要な事業について、市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

- 2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 3 第1項の住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定める。

【次回検討事項】

- 今回は、住民投票制度の理解と意見交換を行い、次回に次の事項を検討し、協議、決定する。
 - ・住民投票の項目を市民基本条例(案)に盛り込むか、また、盛り込む場合、どの程度まで盛り込むかを協議する。
 - ・事務局で、全国で住民投票が行われた事例の一覧を参考資料として提出する。

第7章 国際交流の推進

(国際交流の推進)

第30条 市民、議会及び行政は、東アジアに輝く交流の島づくりを推進するため、まちづくりその他の各種分野において、韓国をはじめとする国際交流及び連携に努めるものとする。

- 「東アジアに輝く……努めるものとする。」を「国際社会で輝く交流の島「対馬」を推進するため、まちづくりやその他あらゆる分野において、東アジアをはじめとする国際交流及び連携に努めるものとする。」に改めたらどうか。(平山委員)
- 条文の中に韓国(1国)の名称を入れるのに、違和感を感じる。(第7回検討委員会)
- 第28条、第29条は必要か。総合計画に掲げられているものであり、敢えて掲げる必要があるか。(第7回検討委員会)

【次回検討事項】

- (自然環境との共生によるまちづくり)の条文とあわせ、次回再度検討する。

第8章 自然環境との共生によるまちづくり

(自然環境との共生によるまちづくり)

第31条 市民、議会及び行政は、対馬の豊かな自然環境を対馬の将来を担う次世代に引き継いでいくため、自然環境と共生したまちづくりを推進していかなければならない。

- 「対馬の将来を担う」は削除したらどうか。(平山委員)
- この条文の内容については、環境基本条例の中に盛り込まれるのではないか。
- この条文を入れる必要があるか。
- 前条とあわせ、「対馬らしさ」を出すようであれば1つの条文に統合できないか。

第9章 条例の検証及び見直し

(条例の検証)

第32条 市長は、この条例の趣旨に照らして、各項目の状況を把握し、検証するため、別に定めるところにより、対馬市市民基本条例推進審議会を置く。

【決定事項】

- “別に条例を定めるところ”を“別に定めるところ”に改める。

(条例の見直し)

第33条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

- 福祉関係では災害時等一人の犠牲者を出さないよう学習会を設けたりしているようです。震災を機会に、加えたらどうでしょうか。(豊田委員)
 - おおむね“解りやすい平易な文言”での内容にしていきたい。
 - “努めなければならない。”、“しなければならない”はどう違うのか。統一されないのか。(第7回検討委員会、ワーキング部会委員意見)
- 該当条文を抽出、比較し、次回検討委員会で一括して検討する。

【決定事項】

- 第19条の次に危機管理の項目を挿入する。→条文案については次回検討。

II 個別型住民投票条例の制定及び実施状況

*備考欄の「修正」表示以外は可決を表し、日付は投票実施日

議決日	自治体名	条例の名称又はテーマ	制定方法	備考
82.07.19	高知県窪川町	窪川町原子力発電所設置についての町民投票に関する条例	町長提案	
88.07.12	鳥取県米子市	中海淡水化賛否についての市民投票に関する条例	直接請求	修正
93.02.26	三重県南島町	南島町における原子力発電所設置についての町民投票に関する条例	議員提案	
93.10.05	宮崎県串間町	串間町における原子力発電所設置についての市民投票に関する条例	市長提案	
95.03.24	三重県南島町	南島町における原子力発電所の建設に伴う事前環境調査についての町民投票に関する条例	議員提案	
95.06.26	新潟県巻町	巻町における原子力発電所建設についての住民投票に関する条例	議員提案	96.08.04
95.12.14	三重県紀勢町	紀勢町における原子力発電所設置についての町民投票に関する条例	議員提案	
96.03.18	高知県日高村	日高村産業廃棄物処理施設設置についての村民投票に関する条例(注)	議員提案	
96.06.21	沖縄県	日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例	直接請求	96.09.08
97.01.14	岐阜県御嵩町	産業廃棄物処理施設の設置	直接請求	97.06.22
97.04.30	宮崎県小林市	産業廃棄物処理施設の設置	直接請求	97.11.16
97.10.02	沖縄県名護市	米軍のヘリ基地建設	直接請求	97.12.21
98.01.14	岡山県吉永町	産業廃棄物処理施設の設置	直接請求	98.02.28
98.04.13	宮城県白石市	産業廃棄物処理施設の設置	首長提案	98.06.14
98.08.07	千葉県海上町	産業廃棄物処理施設の設置	首長提案	99.07.04
98.12.14	長崎県小長井町	採石場の新設・拡張	首長提案	99.07.04
99.06.21	徳島県徳島市	吉野川可動堰の建設	議員提案	00.01.23
00.09.25	兵庫県温泉町	産業廃棄物処理施設の設置	議員提案	
	三重県旧海山町(現紀北町)	原子力発電所の誘致	首長提案	01.11.18
	新潟県刈羽村	原発プルサーマル計画の導入	直接請求	01.05.27
	高知県日高村	産業廃棄物処理施設の設置	直接請求	03.10.26
	兵庫県一宮町	合併に伴う新市の地名	首長提案	05.01.09
	千葉県袖ヶ浦市	都市計画事業	直接請求	05.10.23
		
	福岡県飯塚市	飯塚市議会解散住民投票	直接請求	07.02.04
07.10.25	千葉県四街道市	地域交流センター建設の是非を問う住民投票	直接請求	07.12.09

(注) 高知県日高村の条例は、制定後、廃止されている。

* 以上のほか、市町村合併の是非をめぐる多数の実施事例が見られるが、詳細は省略する。